

芦 監 報 第 1 7 号

平成25年3月12日

芦屋市監査委員 山 本 彼一郎
同 田 原 俊 彦

定期監査（事務監査）結果報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査（事務監査）を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を報告する。

定期監査（事務監査）結果報告書

- I 監査の種類 定期監査（事務監査）。なお、地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査も併せて実施した。
- II 監査の対象 平成24年4月1日から平成24年9月30日までの保健福祉部生活援護課所管の監査対象事務について、当該事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として、抽出により実施した。
- III 監査の期間 平成24年10月23日から平成25年2月25日まで
- IV 監査の実施要領 監査の実施にあたっては、歳入歳出予算の執行状況等の関係書類及び帳簿の提出を求め、関係職員からの説明を聴取するとともに、文書管理システム登録文書等から抽出する方法で監査を行った。
- V 監査の結果 次のとおりである。

1 事務及び組織

(1) 事務（芦屋市事務分掌規則による。）

生活援護課は、保健福祉部に設置された課であり、その所掌する事務は次のとおりである。

- ア 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による援護措置及び同法に係る法外援護措置に関すること。
- イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付に関すること。
- ウ 援護資金に関すること。
- エ 応急扶助に関すること。
- オ 被災者の援護に関すること。
- カ り災証明に関すること。
- キ 災害援護金、義援金、弔慰金、貸付金等に関すること。

(2) 組織（平成 24 年 9 月 30 日現在）

保健福祉部生活援護課の組織は、課長 1 名、主査 3 名、一般事務職 5 名、再任用職員 1 名の合計 10 名が配属され、さらに嘱託職員 3 名及び臨時的任用職員 1 名が配置されている。

内訳としては、生活保護担当で主査 2 名、一般事務職 5 名、嘱託職員 1 名及び臨時的任用職員 1 名の 9 名体制となっており、援護担当では主査 1 名、再任用職員 1 名及び嘱託職員 2 名の 4 名体制となっている。

2 主要な事業

生活援護課において実施されている事業で主なものは、次のとおりである。

(1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による扶助

ア 生活保護制度の概況

日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、昭和 25 年 5 月に生活保護法が制定されている。

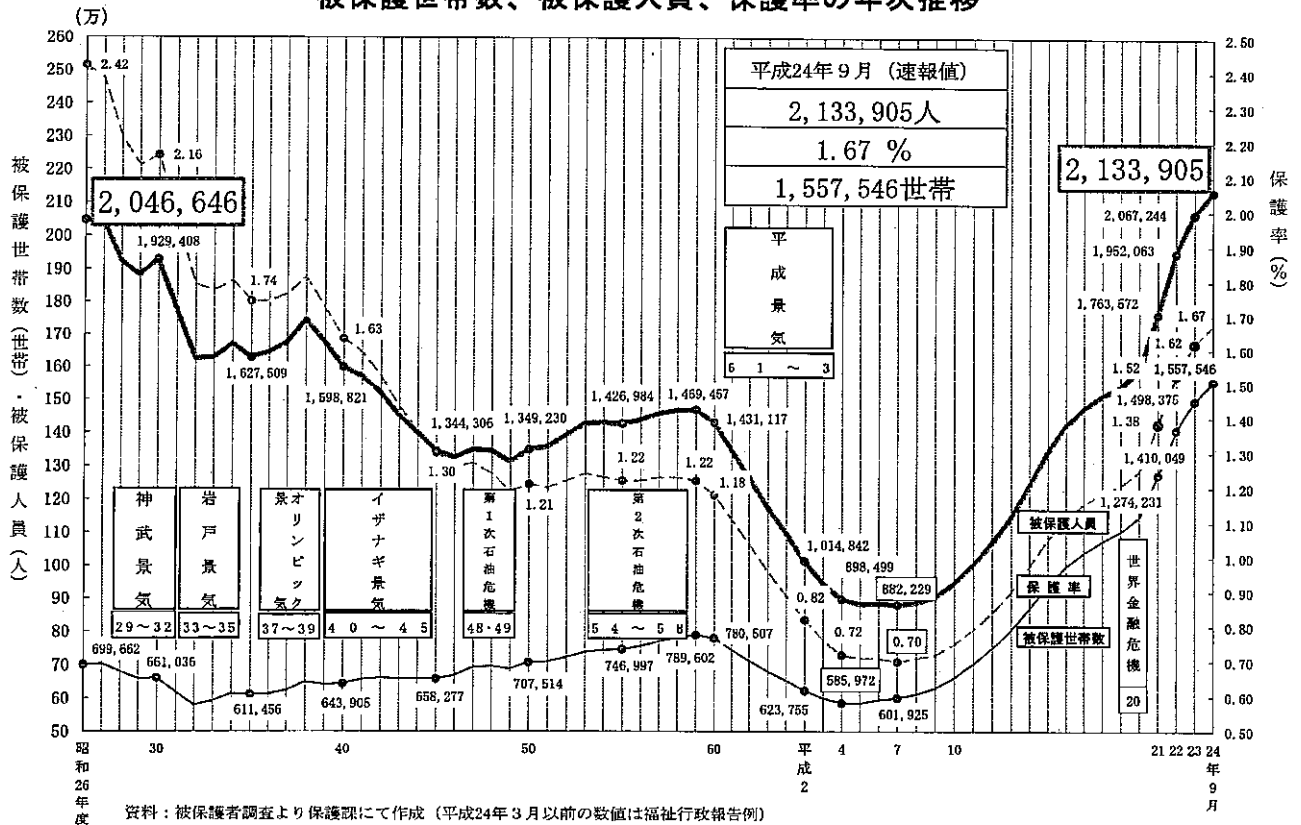
近代的公的扶助の制度は明治期以降になってから見る事が出来るが、現在の生活保護制度は、保護を国民の権利として認め、その内容としては、生活に困窮している国民に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、積極的にそれらの人々の自立の助長を図ることを目的としている。そして、この自立の助長は最低限度の生活の保障とともに、この制度を貫く大原則となっている。

生活保護の全国動向（被保護世帯及び被保護人員）を見てみると、平成の時代に入ってからでは平成 7 年の被保護人員が 882,229 人、保護率 7.0%（パーミル、人口千人

に対する被保護人員)と最も低い水準(被保護世帯では平成4年の585,972世帯)であったが、平成17年には100万世帯を突破し、その後も上昇を続けリーマンショックのあった平成20年からは更に上昇カーブが急になり、厚生労働省の調べでは平成24年12月12日、全国的生活保護受給世帯が9月時点で1,557,546世帯、受給者が2,133,905人と過去最多を更新したと発表している。近年、高齢者の増加が顕著になっていることや経済状況が悪化して雇用の不安も深刻さを増している状況が生活保護の実態にも影響を及ぼしていると考えられる。

次表は現行の生活保護法施行後の全国的な状況を年次的に厚生労働省がまとめたものであるが、景気の変動と関連しているのがわかる。

被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



この生活保護制度の中で特に注目したいのが、「自立の助長」というキーワードである。近年の被保護世帯は、傷病・障害、精神疾患等による社会的入院、DV、虐待、多重債務等々多様な問題を抱えており、社会的な絆が希薄な中で従来までの担当職員の個人的な努力や経験等に依存した取組みだけでは、被保護者の自立に向けた十分な支援が行えない状況が生じてきていた。

このような状況を踏まえ、経済的給付を中心とした従来の制度から実施機関が組織的に被保護者の自立を支援する制度に転換することを目的として、厚生労働省は平成17年度

から「自立支援プログラム」を導入し、本市においても平成18年10月には「芦屋市多重債務者等のための個別支援プログラム」を策定して、多重債務等金銭的な問題を抱える被保護者の生活の維持向上を図るためには、金銭管理の徹底と債務の整理が不可欠であることから、これらの改善を通じた金銭面での自立を促すこととしている。また、平成19年10月には「芦屋市就労支援プログラム」を策定して、稼働能力を有する被保護者の自立向上を図るためには、公共職業安定所（ハローワーク）等との連携が不可欠であることから、被保護者の就労意欲を高め、就労による自立支援に取り組んでいる。

イ 生活保護の種類

生活保護法第11条で保護の種類として下記の8項目があり、その内容は次のとおりである。

一 扶助の種類

一 扶助の内容

- (ア) 生活扶助 : ① 衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの
(第12条) ② 移送
- (イ) 教育扶助 : ① 義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品
(第13条) ② 義務教育に伴って必要な通学用品
③ 学校給食その他義務教育に伴って必要なもの
- (ロ) 住宅扶助 : ① 住居
(第14条) ② 補修その他住宅の維持のために必要なもの
- (ハ) 医療扶助 : ① 診察, ② 薬剤又は治療材料
(第15条) ③ 医学的処置, 手術及びその他の治療並びに施術
④ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
⑤ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
⑥ 移送
- (ニ) 介護扶助 : ① 居宅介護 (居宅介護支援計画に基づき行うものに限る。)
(第15条の2) ② 福祉用具, ③ 住宅改修, ④ 施設介護
⑤ 介護予防 (介護予防支援計画に基づき行うものに限る。)
⑥ 介護予防福祉用具, ⑦ 介護予防住宅改修, ⑧ 移送
- (ホ) 出産扶助 : ① 分べんの介助, ② 分べん前及び分べん後の処置
(第16条) ③ 脱脂綿, ガーゼその他の衛生材料
- (ヘ) 生業扶助 : ① 生業に必要な資金, 器具又は資料
(第17条) ② 生業に必要な技能の習得, ③ 就労のために必要なもの
- (コ) 葬祭扶助 : ① 検案, ② 死体の運搬, ③ 火葬又は埋葬
(第18条) ④ 納骨その他葬祭のために必要なもの

ウ 生活保護業務のフローチャート

生活保護に関して面接相談から保護の可否までの流れは、次のとおりである。

面接相談 面接相談記録票の作成

↓ 世帯の現状聴取，生活保護制度の説明，他法他施策の活用助言

保護申請 申請書の交付・受理

↓ 保護の要件を審査

- ・実地調査 … 家庭訪問し，生活歴や職歴の聴取，家族等の状況調査
- ・資産調査 … 預貯金，生命保険及び不動産の保有状況を関係機関に調査
- ・病状調査 … 主治医からの聴取，嘱託医との協議等を通じての病状把握
- ・扶養調査 … 戸籍等による扶養義務者の存否確認や扶養照会
- ・他法調査 … 年金受給権の有無，介護保険や障害者施策等の活用調査

要否判定 ・調査記録の作成→ 処遇方針の作成→ (診断会議の実施) → 保護台帳の作成

↓ 保護の要否判定及び程度の決定，保護費の算定及び支給決定

〈保護否の場合〉 **却下** → 保護申請却下の通知

〈保護要の場合〉

保護開始 ・保護決定の通知

↓ ・保護決定調書の作成

・定期調査

家庭訪問による生活実態の把握，生活ニーズの把握

収入申告書の徴取，課税調査の実施等

被保護者の状況変化に応じた処遇方針の見直し

・ **法第 63 条に基づく費用返還**

急迫等の理由で，資力はあるが保護費を受給した場合

・ **法第 78 条に基づく費用返還**

不実の申請その他不正手段で保護を受け，又は他人をして受けさせた場合

・ 自立支援 → **自立** → **保護の停止・廃止**

処遇方針を踏まえて被保護世帯の多様な問題に対応した支援やハローワーク等の関係機関との連携 → 就労支援，増収支援，親族との交流促進，入院や入所の支援

指導及び指示 (法第 27 条関係) → 特に，就労阻害要因のない者が求職活動に努力し

↓ ていない場合等について行い，これに従わない場合には所定の手続きを経て決定する。→ **保護の停止・廃止**

保護継続・廃止

エ 本市の状況

本市における平成7年度及び平成18年度以降の被保護世帯数、被保護人員、推計人口及び保護率の状況は次表のとおりである。全国的な推移と同じように年々増加傾向にあり、本市でも、平成24年度を平成7年度と比較すると保護率で3.4倍、世帯数でも4.3倍と大幅に増加している状況である。

年度末現在（単位：世帯、人、%）ただし、平成24年度は9月末現在

年度 区分	7	18	19	20	21	22	23	24
被保護世帯数	108	281	294	317	341	389	443	467
被保護人員	153	382	404	437	469	528	611	658
推計人口	75,032	91,555	92,456	93,036	93,305	93,238	93,760	94,358
保護率	2.04	4.17	4.37	4.70	5.03	5.66	6.52	6.97

被保護世帯数の推移を世帯類型別で見ると、次表のとおりである。平成18年度以降の世帯数を平成7年度の世帯数と比較すると高齢者世帯及び傷病・障害者世帯の増加が多く、増加比率で見ると母子世帯及びその他が最も高く、全体で見ても4倍強となっている。

年度末現在（単位：世帯）ただし、平成24年度は9月末現在

年度 世帯類型	7	18	19	20	21	22	23	24
高齢者世帯	47	138	146	159	173	202	222	228
母子世帯	5	22	26	29	32	30	35	39
傷病・障害者世帯	46	103	103	105	101	115	136	134
その他	10	18	19	24	35	42	50	66
合計	108	281	294	317	341	389	443	467

- * 高齢者世帯：男女とも65歳以上の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。
- * 母子世帯：死別、離別、生死不明及び未婚等により、現に配偶者がいない65歳未満の女子と18歳未満の子（養子を含む。）のみで構成されている世帯をいい、「死別」、「離別」及び「その他」に区分する。
- * 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、身体障害、知的障害等の心身上の障害のため働けない者である障害者世帯をいう。
- * 傷病者世帯：世帯主が入院しているか在宅患者加算を受けている世帯、又は世帯主が傷病のため働けない者である傷病者世帯をいう。
- * その他世帯：上記のいずれにも該当しない世帯をいう。

被保護人員を種類別に見ると、次表のとおりである。平成18年度以降の人員数を平成7年度の人員数と比較すると全項目にわたって増加している。とりわけ生活扶助、住宅扶助及び医療扶助の人員が顕著に増加している。増加比率では平成23年度は平成7年度と比較して、教育扶助で5.3倍、住宅扶助で5.4倍、生業扶助で16.0倍であり、全体でも4.6倍と大幅に増加している。

○ 扶助別生活保護状況（件数）の推移

年度末現在（単位：人）ただし、平成24年度は9月末現在

種類 \ 年度	7	18	19	20	21	22	23	24
生活扶助	1,633	4,159	4,322	4,518	5,008	5,404	6,114	3,510
教育扶助	111	382	432	480	486	478	593	376
住宅扶助	1,113	3,930	4,094	4,288	4,864	5,283	6,044	3,512
医療扶助	1,361	3,656	3,808	4,049	4,547	4,907	5,534	3,161
介護扶助	—	654	696	745	815	923	1,097	578
出産扶助	0	0	0	1	0	0	0	0
生業扶助	12	63	52	54	141	195	192	114
葬祭扶助	2	2	5	2	4	10	7	3
施設事務費	18	48	51	54	59	47	44	18
合 計	4,250	12,894	13,460	14,191	15,924	17,247	19,625	11,272

生活保護に係る支給額を種類別に見ると、次表のとおりである。平成18年度以降の扶助を平成7年度の扶助と比較すると全項目にわたって増加している。とりわけ生活扶助、住宅扶助及び医療扶助の金額が保護件数に比例して大きく増加している。増加比率では平成23年度を平成7年度と比較すると教育扶助で10.1倍、住宅扶助で8.2倍と割合が高くなっており、全体で見ても3.7倍、金額にして約7億円強増加しているのが見てとれる。

○ 扶助別生活保護状況（金額）の推移

年度末現在（単位：千円）ただし、平成24年度は9月末現在

年度 種類	7	18	19	20	21	22	23	24
生活扶助	91,137	234,992	245,579	244,950	264,695	290,724	333,173	183,626
教育扶助	550	2,431	2,449	2,833	4,302	4,485	5,528	3,684
住宅扶助	17,152	85,853	87,454	92,795	106,444	120,569	140,697	78,726
医療扶助	150,240	368,458	372,590	390,506	385,135	429,311	465,120	190,614
介護扶助	—	7,504	9,350	9,680	14,855	16,963	19,616	11,707
出産扶助	0	0	0	267	0	0	0	0
生業扶助	446	601	799	1,299	2,833	2,833	2,834	1,854
葬祭扶助	298	392	987	425	803	2,008	1,407	603
施設事務費	2,407	7,865	8,897	9,247	10,822	9,435	10,465	3,625
総 額	262,230	708,096	728,105	752,002	789,889	876,328	978,840	474,439

生活保護の相談、申請、開始、廃止について、平成18年度以降の状況は次表のとおりである。各項目とも年度ごとに増大してきており、とりわけリーマンショックがあった平成20年度以降、相談件数が増加し、併せて開始件数も増加していることから、経済不況が生活実態に影響を与えていることが窺える。

年度末現在（単位：件）ただし、平成24年度は9月末現在

年度 区分	18	19	20	21	22	23	24
相談	150	138	218	219	239	229	129
申請	62	62	70	71	93	113	65
開始	55	53	65	66	85	103	52
廃止	33	40	42	43	37	51	23

平成24年度における保護の開始件数・廃止の理由別件数は次表のとおりである。

保護の開始件数では「高齢者世帯」が一番多いが、その理由は預貯金の減少や傷病によるものであり、次に多い「その他世帯」では収入が最低生活費に満たないことや収入の減少によるものが主な理由である。

また、保護の廃止理由で「就労開始による廃止件数」が2件（平成23年度実績はゼロ）あったが、この件数が少ないのは、就業機会の厳しい状況を現していると考えられる。

平成24年9月末現在

世帯類型		高齢者世帯	母子世帯	障害者世帯	傷病世帯	その他世帯	合計
区分	開始件数	22	5	4	7	14	52
廃止理由	総数	5	1	3	6	8	23
	傷病治癒						
	死亡	5		1	1		7
	就労開始					2	2
	稼働中の収入増		1		1	2	4
	社会保障給付金の増加			1			1
	施設入所			1			1
	医療費の他法負担						
	転出・行方不明				4	4	8
	稼働者の転入						
その他							

生活保護の扶助費を本市の一般会計決算額と比較すると、次表のとおりである。

年々、決算額に占める扶助費の割合が増加してきており、本年度も上半期ではあるが増加しているのがわかる。

年度末現在（単位：千円，％）ただし、平成24年度は9月末現在

年度	7	18	19	20	21	22	23	24
項目								
扶助費(A)	262,230	708,096	728,105	752,002	789,889	876,328	978,840	517,664
対前年度比	100.6	104.2	102.8	103.3	105.0	110.9	111.7	—
決算額(B)	85,965,425	41,270,259	39,588,288	40,667,631	40,942,642	43,619,994	35,562,216	15,690,561
割合(A)/(B)	0.31	1.72	1.84	1.85	1.93	2.01	2.75	3.30

世帯主の状況を世代別に見てみると、平成24年9月30日現在、65歳以上が248人、50歳から64歳が120人、40歳から49歳が54人、30歳から39歳が34人、20歳から29歳が10人及び20歳未満が1人となっている。高齢者世帯が最も多いのは他表でも明らかであるが、働き盛りの世代や若年層の世代でも多いのは不景気による雇用の悪化が大きな原因の一つであると考えられる。雇用率も伸びず、働きたくても就職先がなかなか見つからないという状況の中で、より細やかなハローワークとの連携が一層求められる。

(2) 中国残留邦人等に対する扶助

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づき、中国残留邦人等で一定の生活基準に満たない世帯に対し、支援給付金を扶助するものであり、平成24年9月30日現在、2世帯、3人が対象となっており、2,066,280円を扶助している。

この扶助に対する申請締切日は平成24年12月31日までとなっていたが、新たな申請はなかった。

(3) 援護資金の貸付

芦屋市援護資金貸付条例（昭和45年芦屋市条例第9号）に基づき、生活困窮のため自立更生に必要な資金を得ることができない者に対して援護資金を貸し付けることにより、その生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としている。

資金の種類は4種類あり、平成24年9月30日現在、新規の貸付は行われていない。

- ・住宅資金 … 居宅を借りるための敷金等で50万円以内
- ・家屋補修費 … 居宅の補修に必要な資金で50万円以内
- ・特別医療資金 … 高額の医療費を自己負担しなければならない者で、市長が特に認めた者に貸し付ける資金で30万円以内
- ・生活資金 … 世帯の自立更生に寄与する資金で20万円以内

償還期間は生活資金が3年以内（据置期間 半年以内）で、その他は5年以内（据置期間1年以内）となっている。

平成24年9月30日現在の滞納分及び現年度分を含めた調定額は、61人、7,522,670円となっている。内訳は、滞納分が6,731,070円、現年度分が791,600円である。

(4) 生活困窮者に対する法外扶助

生活困窮者に対する法外扶助金給付要綱に基づき、生活困窮者等に対して、法外扶助金を給付することにより、その生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的としており、平成24年9月30日現在では15人に対して、147,168円（未精算金20,000円含む。）を扶助している。

生活困窮者とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている世帯に属する者及びこれに準ずる低所得世帯（要援護世帯）に属する者並びに収容施設等入所者で市長が特に認める者をいう。

扶助金の種類としては10種類あるが、上半期で該当しているものとしては、老人ホーム入所者日用品扶助が1人で120,000円、軽度生活援助事業が1人で1,400円、高齢者日常生活用具購入費が7人で2,858円及び臨時的扶助として行路人応急扶助が6人で

2,910円である。

(5) 住宅手当の緊急特別措置

兵庫県が定めた「住宅手当緊急特別措置事業実施要領」に基づき、平成19年10月1日以降の離職者であって就労能力及び就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している者又は喪失するおそれのある者に対して、住宅手当を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを目的としている。上半期において新規7件が決定され、平成24年9月30日現在では22件、2,606,200円が支給されている。

支給期間は6か月間を限度とし、支給要件に該当して就職活動を誠実に継続していた場合は申請により、更に3か月間延長することができるかとされている。

(6) 災害弔慰金、災害援護資金等に関する事務

ア 概要

災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「災害弔慰金法」という。）は、暴風、豪雨、地震、津波等の自然災害の発生に伴い、死亡した者の遺族に対して支給する「災害弔慰金」、心身に著しい障害を受けた者に対して支給する「災害障害見舞金」及び被災世帯の世帯主に対して貸し付ける「災害援護資金」について規定する法律である。災害弔慰金法及び同法施行令の規定に準拠し、本市では、芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年芦屋市条例第12号）及び芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和58年芦屋市規則第10号）を定めている。

イ 阪神・淡路大震災に係る災害援護

災害弔慰金法が適用される近年の自然災害について見ると、本市では平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災が未曾有の被害をもたらしている。

当該震災に伴う災害弔慰金の支給事務は、平成6年度より平成9年度までの間に終了しており、現在、継続している主要な事務は災害援護資金貸付金に係る事務である。

(7) 災害援護資金貸付金の概要

阪神・淡路大震災に伴う災害援護資金の貸付けについては、本市において平成7年3月27日より平成7年5月1日までの間に行われ、さらに、震災後の混乱や被害認定の変更等により借入れができなかった被災者のために、特例として平成7年10月2日より平成7年10月31日までの間に2回目の貸付けが行われた。これらを合わせた本市の貸付実績の総計は、2,797件、66億9,410万円となっている。

災害援護資金の貸付けは、世帯主がおおむね1か月以上の療養期間を要する負傷を負った世帯、住居又は家財が価額のおおむね3分の1以上の損害を受けた世帯に対して、世帯の総所得金額が一定額未満の場合に貸し付けられる制度であり、貸付限度額は350万円、償還期間は10年（阪神・淡路大震災に係る貸付けの据置期間は5年）、貸

付利率年3%（据置期間は無利子）、元利均等の年賦償還又は半年賦償還が原則となっている。なお、償還方法については、貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の状況により、繰上償還（約定償還期限前の償還）、分割償還（年賦あるいは半年賦を月単位で等分した償還）及び少額償還（年賦を12等分又は半年賦を6等分した金額未満の額の毎月償還。世帯の収入状況等が生活保護法に規定される最低生活費と同程度以下の生活困窮者を対象とし、違約金の徴収はない。）が認められている。

また、災害、盗難、疾病、負傷及び経済的困窮その他やむを得ない理由により、借受人が一時的に支払期日に償還金を支払うことが著しく困難になった場合には、連帯保証人の同意により償還金の支払を猶予することができるほか、借受人が死亡、又は心身に著しい障害を受けたために償還することができなくなったと認められ、かつ、法定相続人又は連帯保証人も償還することができない場合には、償還を免除することができる。

借受人が、不正な手段により貸付けを受けたとき等は、一時償還を請求することができるとともに、支払期日に償還金又は一時償還金を支払わないときは違約金を徴収する（分割償還・少額償還・支払猶予・償還免除の場合を除く。）。

平成24年9月30日現在における本市及び近隣市等の貸付け及び償還の状況を比較すると、次表のとおりである。

阪神・淡路大震災 災害援護資金 貸付け及び償還状況 （単位：件、円）

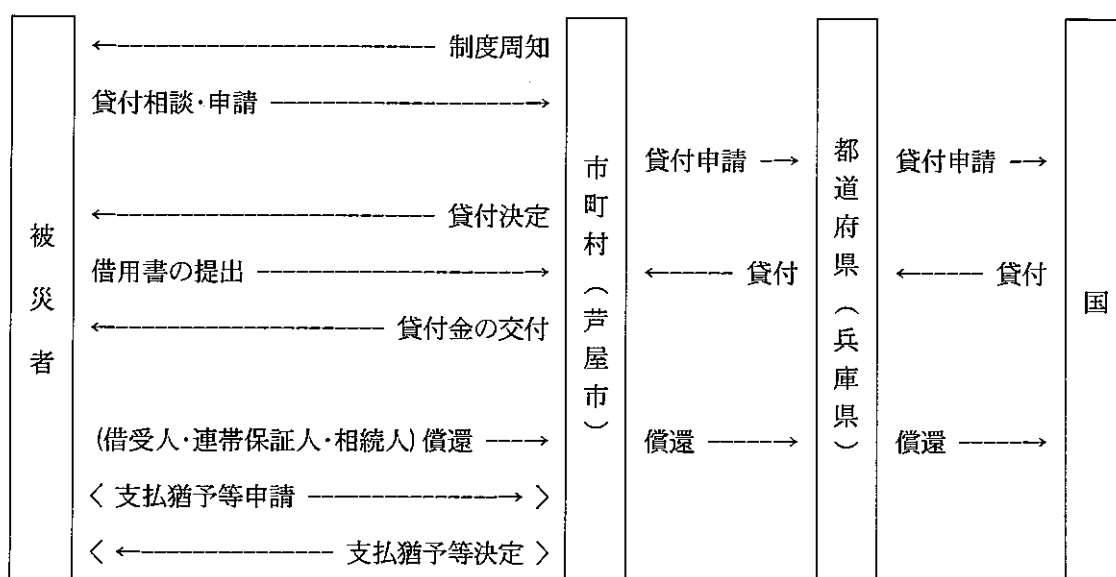
区分	貸 付		元金償還済額 B (一部償還を含む)	元金償還率 B/A	償還免除額 C	合 計 D (B + C)	償還率 D/A
	件数	金額 A					
芦屋市	2,797	6,694,100,000	6,236,202,327	93.16	33,125,031	6,269,327,358	93.65
神戸市	31,672	77,692,200,000	62,950,053,610	81.02	3,410,446,728	66,360,500,338	85.41
尼崎市	4,002	6,822,873,800	5,429,509,460	79.58	209,373,382	5,638,882,842	82.65
明石市	1,524	3,384,000,000	3,134,299,385	92.62	24,395,906	3,158,695,291	93.34
西宮市	8,934	20,355,060,000	16,254,682,197	79.86	837,237,835	17,091,920,032	83.97
伊丹市	1,917	3,583,600,000	3,199,111,277	89.27	61,460,348	3,260,571,625	90.99
宝塚市	2,775	5,780,500,000	5,279,371,247	91.33	59,050,979	5,338,422,226	92.35
川西市	810	1,573,300,000	1,339,758,256	85.16	10,606,180	1,350,364,436	85.83
合 計	54,431	125,885,633,800	103,822,987,759	82.47	4,645,696,389	108,468,684,148	86.16

当表に掲げる8市で比較すると、本市の元金償還率（元金償還済額の貸付金額に対する割合）は93.16%、償還率（元金償還済額及び償還免除額の合計額の貸付金額に対する割合）は93.65%で、いずれも最も高い率となっている。

なお、災害援護資金の貸付けは、市町村と借受人との契約に基づく融資であり、償還の遅滞や貸倒れに伴う損失は、市町村が負うものである。

災害援護資金の貸付けの財源については、都道府県は市町村（指定都市を除く。）に対して貸付けに必要な金額を貸し付け、さらに国は都道府県に対して、市町村へ貸し付けた金額の3分の2に相当する金額を貸し付ける制度となっている。市町村が借受人に対して償還を免除した金額については、市町村から都道府県への償還は免除され、さらに都道府県が償還を免除した金額の3分の2に相当する金額については、都道府県から国への償還が免除される。

災害援護資金の貸付及び償還事務の流れは次のとおりである。



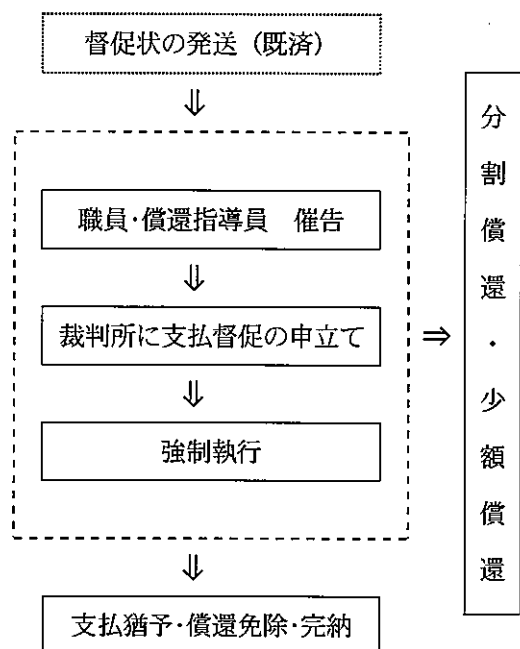
市町村から都道府県への償還期間は11年、都道府県から国への償還期間は12年と定められており、阪神・淡路大震災の場合、被災市から兵庫県への法定償還期限は平成18年度であったが、借受人からの償還が遅れていたことから、被災各市が国に対して償還期限の延長を要望し、その結果、平成23年度まで5年間の延長が認められた。その後、更なる要望により3年間の延長が認められ、被災市から兵庫県への償還期限は平成26年度となっている。

(i) 災害援護資金貸付金償還金の債権管理

災害援護資金貸付金償還金の債権管理の流れは、次頁のとおりである。

災害援護資金償還システムは、当初の償還事務開始に当たり、尼崎市、明石市及び本市の三市で共同開発したシステムであり、その後、制度変更に伴う修正や機能向上が図られ、借受人（貸付番号）ごとの貸付内容、償還状況等の情報を一括して管理するシステムとなっている。

さらにデータベースソフトとリンクすることにより、現在、折衝記録、法的措置の状況等も加えたすべての情報を借受人（貸付番号）ごとにひとつの端末画面で確認できる仕様（個票）となっている。



償還金が約定の納期限を過ぎても納付されない場合には、納期限の20日後に督促状を発送するが、既に未納者への発送は過年度に済んでいる。督促状による指定納期限は督促状発送の日から10日後に設定されており、この指定納期限を過ぎても納付されない場合には、援護担当職員及び償還指導員（非常勤嘱託職員）が文書、電話、訪問による催告を行う。催告においては、破産免責、相続関係、所在不明等の調査も行われ、債務者の償還能力に応じて、支払猶予、あるいは分割償還・少額償還への変更の申請も受け付ける。償還能力があるにもかかわらず、催告に応じない場合で、債務者が破産免責

等に該当しないとき、あるいは債務承認に応じないため時効中断ができないときは、法的措置をとる。具体的には、裁判所に支払督促又は訴訟を申立てる。債務名義取得、確定判決の後、解決に至らない場合には、債務者の財産に強制執行を実施する。

なお、平成24年4月より9月までの上半期における収納状況は下表のとおりである。上半期に催告は262件行われており、償還免除、支払猶予及び法的措置（訴訟申立て・強制執行）は行われていない。

平成24年度 上半期 収納状況 (単位：件、円)

収納月	元 金	利 子	違 約 金	合 計
4月	2,477,002	165,113	108,039	2,750,154
5月	2,220,206	149,359	78,217	2,447,782
6月	2,184,728	149,105	132,055	2,465,888
7月	1,960,035	130,565	80,354	2,170,954
8月	2,396,684	163,046	302,834	2,862,564
9月	1,825,613	117,346	42,527	1,985,486
合計	13,064,268	874,534	744,026	14,682,828
(件数)	(1,169)	(1,169)	(16)	(2,354)

(7) り災証明の発行

り災証明は、災害により家屋の損壊等の被害を受けた場合に、り災の事実及び損壊の程度等を証する書類であり、被災に伴う生活再建資金等の申請や使用料等の減免申請、あるいは被災者優先の公営住宅等入居申込み等の際に必要な証明書である。

なお、阪神・淡路大震災による平成23年度までのり災証明の発行件数は、次表のとおりであり、平成24年度の発行件数については9月30日現在1件である。

阪神・淡路大震災 り災証明 発行状況

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14
件数	53,591	17,640	1,655	1,837	955	638	263	187	140
年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23
件数	96	99	49	32	29	16	16	18	7

(8) 「1・17芦屋市祈りと誓い」に係る事務

阪神・淡路大震災による本市犠牲者への追悼式は、震災後、毎年度1月に行われてきたが、平成12年度より、追悼式に代え「1・17芦屋市祈りと誓い」として、「阪神・淡路大震災慰霊と復興モニュメント」前における記帳及び献花の受け付けが行われている。

本市儀式等を所管する秘書課の職員と連携し、生活援護課援護担当職員は、記帳及び献花に係る事務全般に従事している。

3 予算執行状況等について

(1) 執行状況

平成24年9月30日現在の歳入歳出の執行状況は、別表1及び別表2に掲載のとおりである。

歳入現計予算額858,660千円に対する収入済額は483,197千円であり、執行率は56.27%となっている。歳入について款別に執行率を見ると、(款)国庫支出金(予算構成比率91.75%)が執行率57.76%、(款)県支出金(予算構成比率4.29%)が24.27%、(款)諸収入(予算構成比率3.96%)が執行率56.55%となっている。このうち(項)国庫補助金・(項)県補助金は年度末に納入されるため未執行となっている。

次に、歳出現計予算額1,099,959千円に対する支出(命令)額は538,021千円で執行率は48.91%であり、(細目)援護資金貸付金及び(細目)阪神・淡路大震災犠牲者追悼式経費などが未執行となっている。

歳入歳出ともおおむね順当な執行状況と判断される。

(2) 収入事務

歳入予算に係る収入事務について、領収済通知書、調定伝票、歳入整理簿及び収入に係る決裁文書等を抽出して調査したところ、おおむね適正に処理されているが、次のとおり留意すべき点がみられたので付記しておく。

ア 私債権である援護資金貸付金について、これまで徴収不能債権であっても不納欠損処理をしていなかったが、平成23年度末において昭和47年度分から昭和63年度分の未収金で徴収不能と判断した15人、1,515,275円を不納欠損処理している。これは芦屋市債権管理に関する条例（平成21年芦屋市条例第13号）が施行され、その第7条（債権の放棄）の規定に基づき処理をしたものである。平成24年度に繰り越した過年度の未収金は昭和の時代のものが17人、2,586千円あり、平成24年9月30日現在においても全く収納がなく、平成の時代の未収金も32人、4,145千円あり、3人の納付が確認できているだけである。

古い債権について徴収が不能と判断できるものは、時効中断の理由・時期、時効の完成日等を確認して不納欠損の整理も進めていただきたい。また、新たに滞納となったものについても本人に対してはもとより連帯保証人についても折衝し、極め細やかな納付督促を行うなどの方策を検討して速やかな債権回収を図られたい。債権の内訳や処理の進行状況を把握するために債権管理台帳を整理して適正な債権管理を行っていただきたい。

イ 公債権である生活保護法による返還金について、法第63条による返還金に係る平成24年度の調定額では過年度分がなく、現年度分の2,545千円（8人）で、その全額が納付されている。また、法第78条による返還金に係る平成24年度の調定額は、過年度分が175千円（2人）、現年度分が2,519千円（22人）であり、滞納となったものは平成22年度分からの未収金である。

生活保護費の受給者は、現金で支給を受けてその場で返還金の一部を納付する者と、口座振込みで受給した後、本人が直接、納付書により納付する者がおり、おおむね順当に納付されている。これは一時的に遅れることがあっても納付が履行されているのは、現に保護費が支給されていることや生活状況等を把握するための家庭訪問の際に納付督促が行われているためである。現在、滞納している3人は、生活保護の資格要件に該当しなくなって受給対象から外れた者である。

法第78条による返還金の発生状況は、平成21年度が7人、平成22年度が8人、平成23年度が11人、平成24年9月30日現在、14人と年々増加しており、不正受給の未然防止策を検討するとともに、発生後の徴収については、収入源の確認や預貯金等の調査など追跡調査に早期着手して速やかな債権回収を図られたい。

ウ 本来、返還金が納期限までに完納しないときは納期限後20日以内に督促状を発送しなければならないが、発送していない由々しい状況がある。また、督促状の発送に続く納付督促のための催告書の送付についても同様の状況である。については、徴収が不能と判断した場合の不納欠損処理を含めて滞納整理の流れを今一度再点検し、個々の債権の回収方法やその見込みなど債権回収のための一連の手続きを研究して適切な滞納処理をされたい。

なお、生活援護課では援護担当が災害援護資金貸付金の回収を行っており、債権管理の観点からこの返還金についても援護担当が担当を越えて対応出来ないか併せて検討されたい。

(参考)

法第63条に基づく費用返還 … 生活上の変化や収入の増加により受給した保護費が結果として多くなった場合や資力がありながら急迫等の事情などのために保護を受けた場合

法第78条に基づく費用返還 … 不実な申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた場合

エ 災害援護資金貸付金元利収入について

災害援護資金償還システムにより出力された領収済通知書、口座振替による金融機関ごとの月別納入分の領収済通知書を抽出して調査したところ、おおむね適正に処理されていたが、違約金の歳入科目は、貸付金元利収入ではなく、雑入であるので是正されたい。

(3) 支出事務

歳出予算に係る支出事務について、支出負担行為及び支出命令に係る財務会計処理、予算差引簿及び歳出に係る決裁文書等を抽出して調査したところ、おおむね適正に処理されているが、次のとおり留意すべき点が見受けられたので付記しておく。

ア 住宅手当緊急特別措置事業に係る住宅手当支給決定等の実施決定の起案文書について、添付文書の実施要領は平成24年4月に改正されているにもかかわらず、改正前の実施要領を添付しているものがあつた。支給根拠に整合性を欠くので差し替えられたい。

イ 中国残留邦人等の支援事業について

支援給付金について、生活費の区分第一類では年齢別で算定基準が定められているが、基準どおりに算定されていないものが見受けられたので是正されたい。

診療報酬等概算額については支出費目を誤って処理しているものがあつたので、更正命令書を発行して是正されたい。また、今後、チェック体制を整え再発防止に万全を期されたい。

ウ 生活保護費について

(ア) 扶助費について

扶助費では、支出負担行為書及び支出命令書兼支出負担行為書の伺い文の職務権限規程の専決事項を「支出・支出負担行為 33(20)ア」とすべきところ、「支出・支出負担行為 33(20)」としていたので、適切な処理をされたい。

医療扶助では、治療材料の支払いにおいて業者からの問い合わせで未払いが判明したケースがあった。適正な支出事務を行うためにはチェック体制を一層強化して今後このようなことがないよう徹底されたい。

介護扶助では、福祉用具購入費請求書と保護決定調書の年齢が一致していないものが見受けられたので誤記載のないよう留意されたい。

施設事務費では請求金額の積算が誤っているものが見受けられたので是正されたい。

(4) 委託料について

本年度は平成24年9月30日までに4件の委託契約を締結している。契約方法について地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号による随意契約が3件及び同施行令第167条の2第1項第2号による随意契約が1件あり、いずれも単者契約をしており、実施決裁に随意契約業者選定理由が記載されていない。随意契約を締結する場合には、契約事務の公正性を保持し、経済性の確保を図る観点から、個々の契約ごとに業務の特殊性、経済的合理性、緊急性等を客観的、総合的に判断した理由及び経緯を明らかにする必要がある。このほか契約方法の条項が正しく記載されていないものや契約保証金について付記されていないもの、個人情報取扱特記事項の添付がないものも見受けられたので併せて是正されたい。

また、「生活保護電算処理システム保守点検業務委託契約」については、4月1日に契約を締結しているが、未だに支出負担行為書が作成されていないので適正に処理されたい。

(5) 需用費について

印刷製本費では封筒の印刷を専行調達で発注しているが、複数の業者から見積書を徴していなかった。原則として3業者以上から見積書を徴すべきであり、常にコスト意識を持って適正な事務執行を図られたい。

食糧費では阪神6市社会福祉研究会を本市で開催し、その際にお茶代を支出しているが、支出負担行為書に会議開催の実施決裁の添付はあるものの、支出の根拠となる経費に関する内容の記載がなかった。食糧費の支出についても慎重に取り扱われたい。

エ 災害救助費について

(7) 通行駐車料について

災害援護資金貸付金償還指導及び調査のため、毎月、有料道路通行料及び駐車場使用料の資金前渡による支出及び精算が行われており、支出命令書兼支出負担行為書及び精

算書については適正に処理されている。なお、伺い文に示された職務権限規程、芦屋市財務会計規則（昭和 48 年芦屋市規則第 7 号）における資金前渡の根拠規定に記載不備が見受けられたので是正されたい。

(イ) 委託料について

災害援護資金貸付金償還システム保守業務委託契約の締結について見積書を確認したところ、見積年月日が空欄であるため見積有効期限が不明になっている。また、納入場所の記載に誤りなどの不備が見受けられた。見積書の徴収に際しては、見積者に対して適正な記載を指導されたい。また、当該委託契約書の条文中には該当しない書類名が記載されているため、契約書の文言は契約締結前に逐一精査されたい。

(ロ) 予算額の記載について

支出に係る起案書における予算額の記載については、予算査定通知書における該当事項の予算金額を正確に示されたい。予算科目の節の金額すべてを記載しているもの、複数の節の金額の合計額を記載しているもの等が見受けられたが、予算額は節及び細節の内訳における個々の事項ごとに査定されたものであるから、支出予定額に対応する事項の予算額のみを示されたい。

4 その他の事務

留意されたい主な点は次のとおりである。

(1) 前回の監査で指摘した点についての改善状況

平成 16 年度に実施した事務監査で指摘した点（主に債権管理、文書管理等）について、その改善状況を調査したところ、災害援護資金貸付金の関係についてはおおむね是正されていたが、8 年が経過した現在においても下記のとおり改善されていないものが散見されたので早急に改められたい。

ア 援護資金貸付金の催告等について

未償還者への催告については適宜、催告するとのことであったが、それが出来ていないため、今後、定期的に催告書を発送するなど極め細やかな折衝を行われたい。

また、償還台帳を整備するとのことであったが、個々の記録をつなぎ合わせただけのものではなく、誰が見ても債権の内訳や納付相談の内容が一目瞭然な台帳を整備されたい。

イ 支出決裁について

随意契約に係る決裁において根拠規程は記載されているが、随意契約とした理由及び随意契約業者選定理由が明記されていないものがあったので是正されたい。

(2) 文書管理システムを使った文書事務について

收受登録については、文書記号番号は本来、收受文書番号を取得することとなっているが、

全て起案文書番号を取得しており、更には、收受文書情報の入力漏れ（発信元所属の記入漏れ等）や添付文書名を登録していないものが散見された。また、收受した文書に対して報告・回答等相手方へ発送する文書がある場合には、本来、発送文書は別途決裁すべきところを、收受文書に発送文書を添付して供覧しているものがあつたので是正されたい。

起案文書については、財務関係の文書を事業ごとの文書の分類及び簿冊で選択しているものがあり、これにより文書の保存期間が遵守されないおそれがあるので、現在、選択している内容の是非について検討されたい。今後、システムで回議される文書については、起案者はもちろんのこと、承認者や決裁者においても文書の分類、保存年限、添付文書等が適正であるかどうかを当然のこととして確認されたい。

文書管理事務全般に言えることだが、過去からの間違つた事務処理を点検することなく安易に文書流用していることが今回の指摘事項となつており、今後は一から見直しをして、その事業に見合った正しい事務処理を行われたい。

(3) 予算流用について

予算流用の措置は6件あり、平成24年4月から勤務条件の変更に伴い、出張による日当が支給されることとなり旅費の予算が不足したこと等の理由によるものであり、やむを得ないものと思われる。しかしながら、予算流用はあくまでも例外的な予算措置であることを認識した上で今後の事務処理に当たられたい。

(4) 服務関係について

旅行命令兼請求カード、時間外勤務命令カード兼勤務を要しない日等の振替カードを調査したところ、おおむね適正に処理されていた。

5 むすび

以上のとおり、平成24年度上半期における財務会計事務を中心に監査の結果を述べてきた。財務会計の帳票処理はおおむね適正であつたものの、その前提である収入事務及び支出事務については、前述のとおり不備が見受けられたため、事務処理について基本的な流れを把握し正確な知識を身に付けられるよう事務のあり方を見直して、先例に流されることなく適正に対応していただきたい。

生活援護課は市民生活に密着した支援業務を担当し、個々の市民の状況に即した柔軟な対応が求められる部署である。とりわけ、生活保護に関する事務は、平成7年度以降の右肩上がりの著しい被保護人員の増加により、業務量の増大、多様な対応など、各職員の負担も年々大きくなっている。自立が困難な高齢者の著しい増加や経済状況の長期的低迷により、個々の被保護者の就労活動や担当職員の努力だけでは解決困難な問題が重層している。今後とも事例に即した的確な対応を進めるとともに、不正受給の未然防止など適正な生活保護行政に当たられ

たい。

一方、災害援護資金貸付金の償還事務については、近隣市と比較すると償還率は高いものの、兵庫県への償還期限の延長や償還免除要件の拡大など、国及び兵庫県への要望の実現が不透明な現状においては、現行制度を前提に回収に努めざるを得ない。したがって、当面は訴えの提起等による時効中断措置を漏れなく行うとともに、強制執行の対象となる財産調査等、地道な手続きを重ねて債権確保に努められるよう望むものである。

以 上

別表 1

平成24年度 保健福祉部生活援護課 歳入予算執行状況

平成24年9月30日現在 (単位：円、%)

款項目節 細節	現計予算額		調定額		収入済額		執行率 B/A
	金額 A	構成比	金額	構成比	金額 B	構成比	
国庫支出金	787,811,000	91.75	650,030,000	56.67	455,021,000	94.17	57.76
国庫負担金	780,039,000	90.84	650,030,000	56.67	455,021,000	94.17	58.33
民生費負担金	780,039,000	90.84	650,030,000	56.67	455,021,000	94.17	58.33
社会福祉費負担金	4,455,000	0.52	0	0.00	0	0.00	0.00
中国残留邦人支援給付負担金	4,455,000	0.52	0	0.00	0	0.00	0.00
生活保護費負担金	775,584,000	90.32	650,030,000	56.67	455,021,000	94.17	58.67
生活保護費負担金	775,584,000	90.32	650,030,000	56.67	455,021,000	94.17	58.67
国庫補助金	7,422,000	0.87	0	0.00	0	0.00	0.00
民生費補助金	7,422,000	0.87	0	0.00	0	0.00	0.00
生活保護費補助金	3,826,000	0.45	0	0.00	0	0.00	0.00
セーフティネット支援対策等補助金	3,826,000	0.45	0	0.00	0	0.00	0.00
災害救助費補助金	3,596,000	0.42	0	0.00	0	0.00	0.00
災害援護資金償還指導事業補助金	3,596,000	0.42	0	0.00	0	0.00	0.00
国庫委託金	350,000	0.04	0	0.00	0	0.00	0.00
民生費委託金	350,000	0.04	0	0.00	0	0.00	0.00
社会福祉費委託金	350,000	0.04	0	0.00	0	0.00	0.00
中国残留邦人等援護事務事業委託金	350,000	0.04	0	0.00	0	0.00	0.00
県支出金	36,838,000	4.29	17,886,000	1.56	8,942,000	1.85	24.27
県負担金	23,144,000	2.70	17,886,000	1.56	8,942,000	1.85	38.64
民生費負担金	23,144,000	2.70	17,886,000	1.56	8,942,000	1.85	38.64
生活保護費負担金	23,144,000	2.70	17,886,000	1.56	8,942,000	1.85	38.64
生活保護費負担金	23,144,000	2.70	17,886,000	1.56	8,942,000	1.85	38.64
県補助金	13,694,000	1.59	0	0.00	0	0.00	0.00
民生費補助金	13,694,000	1.59	0	0.00	0	0.00	0.00
社会福祉費補助金	12,634,000	1.47	0	0.00	0	0.00	0.00
住宅手当緊急特別措置事業補助金	12,634,000	1.47	0	0.00	0	0.00	0.00
災害救助費補助金	1,060,000	0.12	0	0.00	0	0.00	0.00
災害援護資金償還指導事業補助金	1,060,000	0.12	0	0.00	0	0.00	0.00
諸収入	34,011,000	3.96	479,099,009	41.77	19,233,852	3.98	56.55
貸付金元利収入	34,011,000	3.96	473,859,760	41.31	15,202,628	3.15	44.70
民生費貸付金元利収入	34,011,000	3.96	473,859,760	41.31	15,202,628	3.15	44.70
社会福祉費貸付金元利収入	800,000	0.09	7,522,670	0.65	298,800	0.06	37.35
援護資金貸付金収入	800,000	0.09	7,522,670	0.65	298,800	0.06	37.35
災害救助費貸付金元利収入	33,211,000	3.87	466,337,090	40.66	14,903,828	3.09	44.88
災害援護資金貸付金元利収入	33,211,000	3.87	466,337,090	40.66	14,903,828	3.09	44.88
雑入	0	0.00	5,239,249	0.46	4,031,224	0.83	皆増
民生費雑入	0	0.00	5,239,249	0.46	4,031,224	0.83	皆増
生活保護費雑入	0	0.00	5,239,249	0.46	4,031,224	0.83	皆増
生活保護法による返還金	0	0.00	5,239,249	0.46	4,031,224	0.83	皆増
合 計	858,660,000	100.00	1,147,015,009	100.00	483,196,852	100.00	56.27

平成24年度 保健福祉部生活援護課 歳出予算執行状況

平成24年9月30日現在 (単位: 円, %)

款項目細目節	現 計 予 算 額		支 出 命 令 額		執行率 B/A
	金 額 A	構成比	金 額 B	構成比	
民生費	1,059,959,000	96.36	524,391,541	97.47	49.47
社会福祉費	18,918,000	1.72	4,913,396	0.91	25.97
社会福祉事業費	18,918,000	1.72	4,913,396	0.91	25.97
被保護者等法外扶助	428,000	0.04	147,168	0.03	34.39
扶助費	428,000	0.04	147,168	0.03	34.39
住宅手当緊急特別措置事業	10,205,000	0.93	2,699,948	0.50	26.46
需用費	5,000	0.00	4,057	0.00	81.14
備品購入費	90,000	0.01	89,691	0.02	99.66
扶助費	10,110,000	0.92	2,606,200	0.48	25.78
援護資金貸付金	2,000,000	0.18	0	0.00	0.00
貸付金	2,000,000	0.18	0	0.00	0.00
中国残留邦人支援事業	6,285,000	0.57	2,066,280	0.38	32.88
報償費	315,000	0.03	0	0.00	0.00
旅費	7,000	0.00	0	0.00	0.00
需用費	23,000	0.00	0	0.00	0.00
扶助費	5,940,000	0.54	2,066,280	0.38	34.79
生活保護費	1,038,684,000	94.43	519,255,478	96.52	49.99
生活保護総務費	4,473,000	0.41	1,570,168	0.30	35.10
生活保護一般事務費	4,473,000	0.41	1,570,168	0.30	35.10
報酬	715,000	0.07	357,240	0.07	49.96
旅費	149,000	0.01	148,300	0.03	99.53
需用費	483,000	0.04	232,698	0.04	48.18
役務費	1,387,000	0.13	680,580	0.13	49.07
委託料	1,659,000	0.15	110,350	0.02	6.65
使用料及び賃借料	55,000	0.01	41,000	0.01	74.55
負担金, 補助及び交付金	25,000	0.00	0	0.00	0.00
生活保護扶助費	1,034,211,000	94.02	517,685,310	96.22	50.06
生活保護法による扶助費	1,034,112,000	94.01	517,664,310	96.22	50.06
扶助費	1,034,112,000	94.01	517,664,310	96.22	50.06
介護保険サービスに係る事業	99,000	0.01	21,000	0.00	21.21
委託料	99,000	0.01	21,000	0.00	21.21
災害救助費	2,357,000	0.21	222,667	0.04	9.45
災害救助費	2,357,000	0.21	222,667	0.04	9.45
災害援護資金貸付金償還事務経費	2,183,000	0.20	222,667	0.04	10.20
旅費	342,000	0.03	0	0.00	0.00
需用費	324,000	0.03	36,537	0.01	11.28
役務費	421,000	0.04	113,360	0.02	26.93
委託料	950,000	0.09	0	0.00	0.00
使用料及び賃借料	146,000	0.01	72,770	0.01	49.84
阪神・淡路大震災犠牲者追悼式経費	174,000	0.01	0	0.00	0.00
需用費	148,000	0.01	0	0.00	0.00
委託料	26,000	0.00	0	0.00	0.00
公債費	40,000,000	3.64	13,629,459	2.53	34.07
公債費	40,000,000	3.64	13,629,459	2.53	34.07
元金	40,000,000	3.64	13,629,459	2.53	34.07
起債償還元金	40,000,000	3.64	13,629,459	2.53	34.07
償還金, 利子及び割引料	40,000,000	3.64	13,629,459	2.53	34.07
合 計	1,099,959,000	100.00	538,021,000	100.00	48.91